なお、試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

選択科目	上記科目のうちから受験者の選択する二科目
文化史	筆記
美術史	筆記
考古学	筆記
民俗学	筆記
自然科学史	筆記
物理	筆記
化学	筆記
生物学	筆記
地学	筆記

2　無試験認定の場合

受験者について、文部科学大臣が博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

四　合格者の発表

平成二十四年二月に本人あて通知する。

五　受験手続

1　出願書類

ア　受験願書（試験認定を願い出る者については、別記第一号様式の一の受験願書に、受験する科目一科目につき千三百円の収入印紙、無試験認定を願い出る者については、別記第一号様式の二の受験願書に、三千八百円の収入印紙をはったもの）

イ　受験資格を証明する書類

ウ　履歴書（別記第二号様式により作成したもの）

エ　住民票の写し（出願前六か月以内に交付を受けたもの）

オ　写真（出願前一年以内に脱帽して撮影した手札型の写真を葉書大の厚紙にはり付け、裏面に住所、氏名（ふりがなをつける。）及び生年月日を記載したもの）

カ　試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類

キ　無試験認定を願い出る者については、博物館に関する学識及び業績を明示する書類及び資料

2　受付期間

平成二十三年六月六日（月）から平成二十三年八月五日（金）まで

3　その他

受験手続の詳細については、文部科学省生涯学習政策局社会教育課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二〇九三））へ照会すること。

六　受験資格認定

試験認定を願い出る者で二の受験資格1のオによる者及び無試験認定を願い出る者で二の受験資格2のエによる者については、別紙の様式による受験資格認定申請書を、平成二十三年七月十三日（水）までに文部科学省生涯学習政策局社会教育課に提出し、受験資格の認定を受けること。

別記第１号様式の１（用紙の大きさは日本工業規格Ａ４）

（試験認定受験願書）

受　　験　　願　　書

収入印紙

年　　月　　日

文　部　科　学　大　臣　　殿

ふりがな
氏　　名

年　　月　　日生

住　　所（〒　　）

下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えてお願いします。

受験資格　博物館法施行規則第５条，第１号　第２号　第３号　第４号　第５号に該当

受験する場所	受験する科目	博物館学	視聴覚教育メディア論	教育学概論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理学	化学	生物学	地学	生涯学習概論
東京														

試験の免除を受けたい試験科目名

（注）　１　受験資格中の該当番号を〇印で囲むこと。
　　２　受験科目欄の該当欄を〇印で囲むこと。
　　３　受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。